

園児名 _____

学校感染症による出席停止通知書

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またその疑いがあります。つきましては、学校保健安全法19条の規定により、出席停止をしてください。なお、病気が治りましたら、下の登園許可証明書に医師に記入してもらい、幼稚園へご提出ください。

記

種	○印	伝染病名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染の恐れがないと認めたときは、この限りではない)
1		病名（ ）	完全に治癒するまで
2		インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により、医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師が伝染のおそれがないと認めるまで	
3		腸管出血性大腸菌感染症（O157）	病状により、医師が伝染のおそれがないと認めるまで
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		溶連菌感染症	
		ウイルス性肝炎	
		ヘルパンギーナ	
		マイコプラズマ感染症	
		その他感染症	病状により、医師が伝染のおそれがないと認めるまで ※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患です
		感染性胃腸炎	
	伝染性紅斑（りんご病）		
	手足口病		
	伝染性膿痂疹（とびひ）		
	アタマジラミ		
	伝染性軟属腫（水いぼ）		

(参考) 学校保健安全法19条

「校長（園長）は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒（幼児）があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」

登園許可証明書

黒田幼稚園 園長様

病名 _____
(保護者記入)組 園児名 _____
(保護者記入)

治療期間 月 日 から 月 日 まで

上記の者の病気は伝染するおそれなくなりましたので、 月 日 より登園許可します。

令和 年 月 日

医師名 _____ (印)